

佐賀市議会定例会議案説明

(平成30年9月3日)

本日、佐賀市議会定例会を招集し、当面する諸案件について、御審議をお願いすることになりましたので、これら提出議案の概要について御説明申し上げます。

なお、説明に先立ちまして、本市にも大きな被害をもたらした平成30年7月豪雨において、お亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災された方々及びその御家族の方々に心からお見舞い申し上げます。

*

*

それでは、提出議案の概要について、御説明いたします。

まず、補正予算議案について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、制度改正に伴うもの又は緊急を要する経費など、必要最小限の補正措置を講じております。

第90号議案「一般会計補正予算（第4号）」は、補正額約50億2,100万円で、補正後の予算総額は、約998億9,300万円となっております。

以下、主な内容を御説明申し上げます。

まず、豪雨災害復旧経費でありますが、

- 平成30年7月豪雨により被害を受けた農地や農業用施設などの復旧に要する経費を計上いたしております。

なお、早急に対応すべきものにつきましては、予備費や専決処分に対応し、一日も早い復旧に向けて全力を挙げて取り組んでいるところであります。

次に、富士小学校跡地整備事業であります、

- この事業は、富士町の地域振興につなげるため、古湯地区にあります富士小学校の跡地を地域の拠点とし、既存の校舎等をサテライトオフィスや簡易宿泊施設等として整備するものであります。

今回は、外構設計及び本体工事に要する経費を計上いたしております。

また、巨勢小学校仮設校舎設置経費であります、

- 近年、児童数及び特別支援学級数の増加により、教室不足が生じている巨勢小学校について、仮設校舎の設置や駐車場等の整備を行うものであります。

今回は、仮設校舎の設置等に要する経費を計上するとともに、平成33年度までの仮設校舎の借り上げに要する経費を債務負担行為として措置いたしております。

以上、「一般会計補正予算（第4号）」の主なものを御説明いたしましたが、その財源といたしましては、それぞれ国・県支出金、繰越金、市債等で措置し、予備費により収支の調整をいたしております。

なお、一般会計の細部、特別会計及び企業会計につきましては、予算に関する説明書及び関係資料により御審議をお願いいたします。

*

*

次に、条例等の議案について、御説明申し上げます。

第94号議案「佐賀市富士小学校跡地整備基金条例」は、先に述べました予算議案とも関連しますが、富士小学校跡地整備事業に要する経費に充てるため、地方創生拠点整備交付金を財源とした基金を設けるものであります。

第96号議案「佐賀市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例」は、現在、是正措置の対象ではない一部が使用されている長屋について、その空き住戸等の所有者や管理者に対し、指導、勧告等を実施できるよう、是正措置の対象に追加するなど、空き家等の適正管理を図るものであります。

第104号議案「財産の取得について」は、地域の皆様の憩いや交流、健康の増進など、多目的に利用していただくことができる公園を整備するため、高木瀬町の佐賀県緑化センター跡地の一部を取得するものであります。

その他の議案につきましては、それぞれ議案の末尾に提案理由を略記いたしておりますので、それにより御承知をしていただきたいと思います。

以上、よろしく御審議をお願い申し上げます。